

各障害福祉サービス事業所等 管理者 殿

東京都福祉局障害者施策推進部地域生活支援課長
(公印省略)

令和 8 年度障害福祉分野におけるカスタマー・ハラスメント対策推進事業
(ホームヘルパー等補助者同行支援・防犯機器等導入支援) の実施について

日頃より、東京都の障害福祉施策に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

都では、令和 7 年 4 月から、東京都カスタマー・ハラスメント防止条例の運用を開始し、障害福祉現場においても相談窓口を設置するなどカスタマー・ハラスメント対策を進めているところです。

この度、対策の一環として、訪問系障害福祉サービスに従事する職員が安心して業務に従事できる環境整備を支援するため、以下の補助事業を開始いたします。

記

1 申請受付期間

令和 8 年 8 月 17 日（月曜日）から同年 10 月 31 日（土曜日）午後 5 時まで

2 事業内容等

(1) ホームヘルパー等補助者同行支援補助金

	内容
事業概要	訪問系障害福祉サービス事業所が、ハラスメント対応のため複数名で訪問した際、同行者に支払う謝金を補助する。
対象経費	複数人で訪問した際、同行者に支払う謝金
補助基準額	1 回の障害福祉サービス等に要した時間及び訪問先と事業所との往復時間に対する給与相当額。ただし、時間単価 1,700 円を上限とする。
補助率	4 分の 3

(2) 防犯機器等導入支援補助金

	内容
事業概要	訪問系障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所（障害児を対象とするサービスを含む。）のハラスメント対策として、セキュリティ確保に必要な防犯機器の初度整備に係る経費を補助する。
対象経費	・ 防犯ブザー 危険を察知した際に大音量で周囲に知らせるための端末 ・ 防犯ボタン付きセキュリティ端末 位置検索機能及び緊急時における警備会社への通報機能を有する端末 ・ ボイスレコーダー ハラスメント行為を録音するために使用する機器 ※防犯機器の運用に係るランニングコスト（月額使用料等）等に係る経費は補助対象外
補助基準額	1 事業所当たり 100 千円
補助率	2 分の 1

3 補助対象者

東京都内に開設している下記の事業所が対象です（両事業共通）。

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、計画相談、地域移行支援、地域定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援

4 問合せ先及び補助金申請先

本補助金事業の申請受付は株式会社オープンループパートナーズへ委託し実施しております。ご不明点に係るお問い合わせ、補助金申請については、以下となります。

○問合せ先

＜電 話＞050-5893-6301 ※電話受付時間は、土日祝日を除く 9 時から 17 時

○補助金申請先

下記ホームページにて、事業所単位で申請となります。

＜補助金申請受付 URL＞

<https://www.customer-harassment-shien.com/>

5 適用年月日

本事業は令和8年4月1日から遡及して補助対象とします。

本事業の要綱等の詳細は下記のホームページに掲載しております。

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/jinzaikakuho/kasuhara>

6 参考

ホームヘルパー等補助者同行支援補助金交付要綱

訪問系障害福祉サービス事業所等に対する防犯機器等導入支援補助金交付要綱

<担当>

福祉局障害者施策推進部地域生活支援課

電話 03-5321-1111 内線33-215